国際基督教大学研究活動行動規範

(2014年6月26日 不正防止計画推進委員会決定)

(前文)

国際基督教大学(以下、「本学」という。)は、世界人権宣言の原則に基づいて献学され、学生に対してはアカデミック・インテグリティー(学問的倫理基準)の遵守を求めている。したがって、本学において研究活動に携わる者(以下「研究者」という。)、さらに研究活動の支援・管理に携わる者(以下「研究支援者」という。)は、高い倫理基準を維持することが求められる。この行動規範は、本学の研究者が社会に対する説明責任を果たし、その行動を厳正に律して学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的として定められるものである。

(研究者の責任)

1 研究者は、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

(研究者の行動)

2 研究者は、学問の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究成果の正確さや正当性を示すよう努める。

(自己の研鑽)

3 研究者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すよう努める。

(説明と公開)

4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響を評価し、その結果を公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

(研究活動)

5 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為あるいは研究倫理に反する行為に携わらない。

(研究環境の整備)

6 研究者は、不正行為を防止し責任ある研究を実施するための公正な研究環境の確立と維持に努め、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上を図る。

(法令の遵守)

7 研究者は、研究の実施等にあたっては、法令及び関係規則並びに本学諸規程を遵守する。

(研究費の適正な使用)

8 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及び本学諸規程等を遵守する。また、研究費の源泉が公的資金、財団や企業等からの助成金、寄付金、学生生徒等納付金等によって賄われていることに留意し、その効果的かつ効率的な使用に努める。

(研究対象・環境・安全などへの配慮)

9 研究者は、研究協力者がある場合には、その人格と人権を尊重する。動物を扱う研究においては、人道的な配慮に努める。また、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、法令や規程並びに学会等の指針等を遵守する。

(他者との関係)

10 研究者は、他の研究者との批判的な交流と開かれた意見交換に努める。また、他の研究者の知的成果や業績、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

11 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、国籍、性、年齢、地位、思想・信条、宗教などによる差別をしない。

(利益相反)

12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などが自らの関係する組織などの利益と直接かつ具体的に相反する場合には、特に慎重な配慮により公益性を保つよう努める。

(研究成果の適切な発表)

13 研究者は、合理的理由により制約がある場合を除き、研究の成果を広く社会に還元するために、適切な方法でこれを公開するよう努める。

(個人情報保護の徹底)

14 研究者は、本学の規則に基づき、研究の過程で入手した個人情報の保護に努める。

(研究支援者の責務)

15 研究支援者は、自ら研究活動上の不正行為・研究費の不正使用に関与しない。また、不正行為 等の発生を未然に防止するよう務める。